

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

### 鳥取県人事委員会規則第18号

#### 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和50年鳥取県人事委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。)第16条の8の規定に基づき、義務教育等教員特別手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(教育職員)</p> <p>第2条 条例第16条の8第4項の人事委員会規則で定める職員は、校長、教頭、教諭、養護教諭、<u>栄養教諭</u>、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員とする。</p> <p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、<u>それぞれ当該各号に定める額</u>(条例第1条の2に規定する短時間勤務職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項若しくは第3項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。)第2条第2項若しくは第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年<u>2月</u>鳥取県条例第3号。以下「条例」という。)第16条の8の規定に基づき、義務教育等教員特別手当に関し必要な事項を<u>定めることを目的</u>とする。</p> <p>(教育職員)</p> <p>第2条 条例第16条の8第4項の人事委員会規則で定める職員は、校長、教頭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員とする。</p> <p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に<u>掲げる額</u>(条例第4条の2に規定する短時間勤務職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項若しくは第3項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。)第2条第2項若しくは第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>

<p>(3) 前条に規定する職員で高等学校又は特別支援学校の高等部に勤務するもの（次号及び第5号に掲げる職員を除く。）その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額</p> <p>(4)及び(5) 略</p>	<p>(3) 前条に規定する職員で高等学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部に勤務するもの（次号及び第5号に掲げる職員を除く。）その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額</p> <p>(4)及び(5) 略</p>
---	--

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。